

令和3年9月定例会 総務委員会（付託）

令和3年9月21日（火）

〔委員会の概要 公安委員会関係〕

井下委員長

ただいまから、総務委員会を開会いたします。（10時32分）

直ちに、議事に入ります。

これより、公安委員会関係の審査を行います。

公安委員会関係の付託議案については、さきの委員会において説明を聴取したところですが、この際、理事者側から報告事項があればこれを受けることにいたします。

【報告事項】

な し

平岡警務部参事官兼総務課長

報告事項はございません。

井下委員長

それでは、これより質疑に入ります。

質疑をどうぞ。

梶原委員

まずは、通学路の安全確保について伺いいたします。

6月に起こった千葉県八街市の事故を受けまして、国のほうも様々な通学路点検をやられていると思いますが、事故は通学路であったのですけれども、危険箇所と判断されていなかったということです。今後、具体的にもう少し細かく施策を組み立てていく必要があるということで、国は通学路の総点検を9月中に完了し、10月末までに市町村単位で対策案を作成すると表明しているようでございます。

通学路点検は、警察の皆様だけでやれるものではなく、教育委員会や道路管理者など様々な関係者としてしっかり連携してやっていく必要があると思いますが、県警察では、具体的にどのような方法で進めていくのか、教えていただきたいと思います。

笠井交通部参事官兼交通企画課長

通学路点検につきましては、通学路における交通安全を確保し、子供を交通事故の被害から守ることを目的として、通学路における危険箇所の現状を把握し、その改善につなげようとして進めております。

具体的な進め方といたしましては、まず、小学校の先生方がPTAの意見などを参考に校区内の通学路の危険箇所を把握し、その内容を各市町村教育委員会が取りまとめ、そのデータが県警察及び道路管理者へ提供されることとなります。そして、県警察、道路管理者、学校、PTAが合同で当該危険箇所の実地点検を行います。その後、合同点検の結果

を踏まえ、県警察、道路管理者及び学校は、それぞれ行うべき改善策を連携して検討いたします。

改善策といたしましては、例えば県警察におきましては横断歩道の塗り直しや交通規制の見直しなど、道路管理者においてはガードレールの設置や路側帯のカラー舗装などのハード面の対策、また、登下校時間帯における交通指導取締りや学校、PTAによる見守り活動などのソフト面の対策があり、これらを適切に組み合わせ、効果的な対策を可能なものから速やかに実施することといたしております。

梶原委員

危険箇所の実地点検をしっかり行うということで、よろしくお願いします。

一口に通学路点検と言っても、それぞれの地域や道路環境でやり方も千差万別だと思います。テレビでも大々的に映っておりましたけれども、徳島名西警察署管内の北井上小学校が通学路の点検を子供さんで行うという、かなり先進的な取組をされていると承知しております。

具体的にどのような取組をしているのか、教えていただきたいと思います。

笠井交通部参事官兼交通企画課長

徳島市北井上小学校では、通学路点検において、学校の先生方ではなく、全児童が主体となって子供の目線と感覚により危険箇所を把握しようとする取組を行っております。全児童一人一人が夏休み期間中に通学路上の危険と思われる箇所を選び、それが学校に提出されております。

今後、4年生全員、26人ですが、学校関係者、PTA、地域住民と一緒に歩いて児童から抽出された危険箇所の現地確認を行います。次に4年生全員で、1枚の地図上に写真を活用しながら危険箇所等を図示して説明を加え、交通安全マップを作成いたします。そして4年生の代表児童がそのマップを元に点検結果を発表し、改善を訴えるという予定になっております。これを受け、県警察、道路管理者及び学校等は、可能な改善策を講じることといたしております。

この取組は、通学路点検の一環として行われるものでありますが、児童の自主的な参加により、交通安全への意識が高まり、今後、児童自身の危険回避行動が促進されるなど、児童の交通事故防止に効果が上がるものと期待しているところであります。

梶原委員

今回の取組は、子供さんの目線と感覚を重視して点検されるということで、初めての取組ではないかと思えますし、地域の方と警察を交えてということで非常に効果的な取組だと思います。是非こうした取組を県内の小中学校にもしっかりと広めていただきたいと思います。

県警としては、今後このような取組をどのように周知していくのか、お尋ねします。

笠井交通部参事官兼交通企画課長

委員の御指摘のとおり、この取組は通学路における交通事故防止に効果があるものと認

識しております。そこで、県警察といたしましては、県下の小学校で同様の取組が進むよう、各市町村教育委員会に北井上小学校の取組を、その効果とともに紹介し、県下の小学校に周知するよう働き掛けることとしております。

梶原委員

ニュースを見ますと、カーブミラーが要るとか段差があって危ない、道路舗装ができていないなど、かなり細かなところを子供さんの目線でしっかり見られて提案しております。今回、子供さんがかなりの箇所の危険箇所をチェックされていたので、あれだけ一生懸命やっているのに行政として応えられないというのは申し訳ないと思います。その辺も十分考えていただいて、警察の方も道路管理者の方も予算面でなかなか問題もあると思いますが、できる限り今回の安全点検を実施した箇所の修繕、対策ができるように、是非しっかりと取り組んでいただきたいと思います。その点をよろしくお願いいたします。

それと、通学路における可搬式オービスの運用状況と効果についてお伺いしたいと思います。

以前も、助任小学校の前で可搬式のオービスで取締りをされていました。通学路の安全確保に効果があると思うのですが、現在の運用状況と今後の取組を教えてくださいと思います。

笠井交通部参事官兼交通企画課長

可搬式オービスは、持ち運びができる速度違反自動取締装置で、通学路や幅員の狭い道路などで機動的な速度違反取締りが可能なものであります。県警察では、本年4月に1台導入いたしました。県下の各警察署において可搬式オービスを使用した取締りを実施中であり、8月末現在で30回実施し、うち登校時が14回、下校時が11回の計25回、通学路において取締りを実施しております。

また、運転者に緊張感を持ってもらい、安全な交通行動を促進するよう、可搬式オービスによる取締り計画を事前に県警SNS等で情報発信しているところであります。

可搬式オービスは本年4月から運用を開始したばかりであり、効果として確証があるものではありませんが、本年4月以降、小学生が登下校中及び学校行事で移動中に被害に遭った交通事故発生状況は、8月末現在で発生件数が2件、死者ゼロ、負傷者2人であり、前年と比べて発生件数はマイナス2件、負傷者数もマイナス2人といずれも減少しているところであります。

梶原委員

事故件数も減っているということで効果はあると思いますので、しっかりと運用していただいて、交通安全に取り組んでいただきたいと思います。

それから、今日から秋の全国交通安全運動が始まるということで、昨年の死者が20人、現在が23人と、県下の交通事故の死者数が増加していると伺っております。

交通安全運動は非常に大事と思うのですが、どのような取組をされていくのか、教えてくださいと思います。

笠井交通部参事官兼交通企画課長

今年、県内で発生した死亡事故は、昨日現在で24件24人と、昨年1年間の20件20人を上回っており、交通情勢は非常に厳しいと認識しております。

このような中、今日から30日まで10日間、秋の全国交通安全運動が実施されます。運動の重点は、子供と高齢者をはじめとする歩行者の安全確保、夕暮れ時と夜間の事故防止と歩行者等の保護など安全運転意識の向上、自転車の安全確保と交通ルール遵守の徹底、飲酒運転等の悪質、危険な運転の根絶の4点であります。これに、徳島県独自の重点といたしまして、交通安全に関する法令の遵守、全ての座席におけるシートベルトの着用の徹底の2点が加えられております。

期間中、県警察においては、これら運動重点に沿った交通指導取締り、関係機関、団体と連携した街頭キャンペーン等の広報啓発活動や交通安全教育を実施するとともに、可能な限りの警察官、パトカー、白バイを街頭に出し、県民に見える活動を実施することとしております。

梶原委員

新聞にも今日も事故があったというように、毎日のように事故が多発しておりますので、しっかり取り組んでいただければと思います。

最後に、オートバイの騒音問題についてお伺いいたします。

最近、昔はやった暴走族は余り見掛けなくなっているのですが、依然として爆音を響かせて走っているオートバイが多々ございます。私の近所でもそうですが、高齢者施設や住宅街の近く、病院等の近くでも関係なく走り回っている現状があります。

7月11日の徳島新聞の記事を読ませていただいたのですが、「暴走族取締りで3人摘発」という記事も出ておりまして、定期的にとり締りはいただいていると思いますが、やはり人間の安眠を妨害するということとはとんでもないことだと思うのです。取締りと言っても、県警の方のマンパワーには限りがありますし、深夜で出没する時間帯が分からないので限度があると思うのですが、騒音で苦しんでいる方も間違いなくおられますので、今後、オートバイの騒音問題に対して県警察としてどういう対策をとっていかれるのか、最後にお聞きしたいと思います。

笠井交通部参事官兼交通企画課長

オートバイの騒音問題についてです。

いわゆる集団で違法暴走行為をする暴走族というのは減少しております。ただ、委員の御指摘のとおり、夜間に爆音を響かせて走るオートバイは依然として認められ、地域住民や道路利用者に迷惑を及ぼしていることは、県警察としても把握しているところであります。

このような行為に対しましては、これまでの情報を分析し、暴走行為が予想される地域や時間帯を予測した先制的な交通指導取締りを行う、住民からの110番通報等を受けた場合、直ちに現場出動して対応する、パトロール中に走行するオートバイを現認した場合やコンビニエンスストア等において改造オートバイが駐車されているのを発見した場合は、直ちに職務質問を行うなどの活動を行い、違反行為については、あらゆる法令を適用して

検挙するとともに、違法な改造に対しては整備を命令するなど、暴走オートバイの排除に努めているところであります。

検挙状況につきましては、本年8月末現在で、整備不良違反で5件、消音器不備で3件を検挙しているところであります。

梶原委員

現行犯で捕まえることはなかなか難しいことではありますので、違法改造車を持っている方への職務質問にしっかり力を入れていただきたいと思います。

これは私の場合ですけれども、田宮交番が近くにあります。既に聞かれていると思いますが、田宮街道の騒音については一番現場の警察官の方がよく御存じですので、田宮交番の方にどんな状況かを聞いていただければと思います。その辺も県内の交番の方に情報収集していただいて、できる限りの対策をとっていただくようお願いして終わります。

喜多委員

今の梶原委員に関連してですが、千葉県八街市で子供さんの痛ましい事故が起きました。

当時の報道を改めて見てみますと、6月28日の午後3時半頃に、千葉県八街市の小学校の通学路で下校中の小学生の列にトラックが突っ込み、5人死傷、うち2人が心肺停止し死亡が確認され、そして、1人は意識不明の重体、あとの2人が重症ということでした。そして、この事故はトラックの飲酒運転が原因ということでありました。

すぐに菅総理大臣が現場に行ったそうございまして、その後、関係閣僚会議を開き、通学路についてのことを指示したということです。飲酒運転は重大事故に直結する極めて悪質で危険な行為であり、事業者の安全管理を徹底するということを表明したそうございます。

事故によって子供さんのこれからの将来が途絶えてしまうということは本当に痛ましい、あってはならない事故でなかろうかと思います。そして、その原因が飲酒運転ということでおさらであります。

今、梶原委員が言いましたけれども、今後とも通学路等における交通安全の確保、それと同じく飲酒運転の根絶に向けた対策も講じていかなければならないということを今回の事故を見るにつけ、痛感いたしました次第でございます。

最近、コロナ禍ということで家飲みとかちょっとコンビニに寄ってということで軽い気持ちで飲酒運転をして、検挙されたり、事故を起こす者が増えているということを感じるものでございます。

そこで、今年中の飲酒運転による交通事故の現状、件数と死傷者数、前年比についてお尋ねをいたします。

笠井交通部参事官兼交通企画課長

今年の飲酒運転による現状ですが、飲酒運転による交通事故は、本年8月末現在、発生件数11件、死者1名、負傷者12名という状況であります。前年同期と比べ、発生件数は11件減少、死者は1名減少、負傷者も11人減少となっております。

喜多委員

前年と比べて発生件数は減っている、死傷者も減っているということでもありますけれども、まだまだこれから残りもありますので、是非とも起こらないような対策をしてほしいなと思います。

そして、もう一つ、飲酒運転による免許取消処分についてお尋ねいたします。

悪質な違反はしっかりと取り組んでいただいて、誰もが安心できる交通社会の実現を目指してもらいたいところであります。そして飲酒運転をしたら、絶対、免許証を取り上げる、車を運転できないような重い行政処分を科す必要があるのではないかとということを思っております。

今年中の県内における飲酒運転の検挙件数と飲酒運転による運転免許取消処分の件数、また昨年との増減についてお尋ねいたします。

笠井交通部参事官兼交通企画課長

飲酒運転の検挙件数ですが、本年8月末現在で78件、前年同期と比べて33件減少しております。また、飲酒運転での免許取消処分件数は、本年8月末現在で41件、前年同期と比べて23件減少しております。

喜多委員

減っているようですけれども、33件減少して78件ということでもあります。8月末現在は41件で去年と比べて23件減少ということで減っておりますけれども根絶というかゼロに向かっていってほしいなと思っております。

先日の新聞の報道によりますと、「飲酒運転撲滅へ県警が啓発動画」ということで職員が企画から出演まで全部やったということで、県警のホームページで公開しており、私も見てみました。現職の警察官と思えないような名演技で、本当と錯覚するほど、スター誕生という感じでありました。このような動画を見て、飲酒運転はしてはいけないなということを、私もつくづく感じた次第でございます。

もう一つ、新聞に載っていましたが、香川県警では本部長が、直接、交通安全を呼び掛けるメッセージをホームページにアップしているということです。パネルや図表を使って本部長自らが訴えていて、これも効果があるなと思った次第でございます。

また、動画によって、直接働き掛けるということ、また劇みたいな感じで、現実みtainな感じでやっておるということについて本当に良いなと思った次第でございます。改めて内容と視聴者からの反響はどうであったか、お尋ねをいたします。

笠井交通部参事官兼交通企画課長

飲酒運転撲滅啓発動画についてです。

県警察においては、飲酒運転撲滅に向け、これまで様々な取組を行ってまいりました。

この度、その一環といたしまして、交通部の若手警察官が中心となり、飲酒運転撲滅をテーマに約7分間の動画を制作いたしました。

この動画は、妻子ある男性会社員が飲酒運転で逮捕され、警察官に免許取消しを告げら

れる場面から始まります。釈放後、会社から解雇を告げられ、妻は置き手紙を残して出て行ってしまい、男性は自殺を考えるが、最後に会社からチャンスをもらい、再起を目指すといったストーリーであります。

飲酒運転をすれば、単に刑罰と行政処分を受けるだけでなく、時に失職し、家庭崩壊を招くなど、それまでの人生が破綻することもあるということをリアルに伝える内容としております。

この動画は、今年6月18日からインターネット上の動画投稿サイトであるY o u T u b eで配信しているほか、運転免許の更新時講習会場で放映を行っております。また、県下のケーブルテレビや自動車教習所、安全運転管理協会へも提供しております。

視聴者からは、リアルなストーリーであり、飲酒運転の怖さがよく分かった、飲酒運転は、本人のみならず周りの者がさせない、許さないという環境づくりも重要だと認識したなどの声が寄せられております。

喜多委員

是非、委員の皆さんも見ていただけたらと思います。タイトルは「飲酒運転の代償～飲酒運転その後の人生～」ということで、会社を首になって最後はどうか再雇用されてほっとした面もありますけれども、飲酒運転の恐ろしさがまざまざと見えたすごい動画がありました。

もう一つ、運送事業者にはどのような働き掛けをしているかということについてお尋ねをいたします。

冒頭でもお話をさせていただいたように、菅総理大臣が事業者の安全運転管理を徹底するということも言っております。今まで、緑ナンバーの事業者だけに義務付けていた運転前後のアルコール検知器による酒気帯び確認を、白ナンバー事業者にも拡大する方針との報道がありました。

千葉県八街市での事故では、ドライバーへの安全教育を担う安全運転管理者を置いていなかったということらしいです。ドライバーに対する注意喚起と同じく、その勤務先である事業主等への安全運転管理者への指導教養も必要であると思います。

県警において、これまで安全運転管理者を選任した事業者に対して、どのような対策や働き掛けを行っているのか、お尋ねをいたします。

笠井交通部参事官兼交通企画課長

千葉県八街市で事故を起こしたトラックは、いわゆる白ナンバーであり、運転者は飲酒していたと承知しております。

道路交通法では、白ナンバーの自動車を一定数以上保有する事業者に対し、安全運転管理者を選任し、運転者の状況把握や安全運転の指示などの安全運転管理業務を行うことを義務付けております。ただ、現在のところ、アルコール検知器での検査までは義務付けされておられません。

一方、運送業者等いわゆる緑ナンバーの事業者は、貨物自動車運送事業法に基づき運行管理者を選任し、その運行管理業務の一つとして、運転者に対するアルコール検知器による検査が義務付けられております。

今回の千葉県の事故を受け、警察庁は現在、白ナンバー事業者に対しても緑ナンバー事業者と同様に、運転前のアルコール検知器による検査を義務付ける道交法施行規則の改正手続を進めているところであります。

県警察では、千葉県の事故が発生した直後の6月下旬、白ナンバー事業所の徳島県安全運転管理協会、緑ナンバー事業所のトラック協会、バス協会、タクシー協会に対して文書を発出し、安全運転管理の徹底、特に運転前後のアルコール確認を促したところであります。加えて、安全運転管理者を選任している全ての白ナンバー事業所に対し、個別に文書を発出し、運転前後のアルコール確認等の徹底について理解を求めたところであります。

また、県下約3,700人の安全運転管理者等を対象に年1回開催している講習会において、8月下旬からは、アルコール検査義務付けに関する規則改正を講習内容に盛り込み、運転者の飲酒運転抑止について周知を図っているところであります。

喜多委員

御答弁いただいたように、県警察では悪質違反に対する積極的な取締りを行っているようでございます。そして、各種団体等に対しても飲酒運転がなくなるよう広報啓発活動等、様々な取組を行っておりますが、依然として飲酒に絡む事故や違反は後を絶たないようでございます。

繰り返しになりますが、誰もが安心して生活できる交通社会の実現のために、県警察の今後の活動に期待を大きく寄せるところであります。

そこで、最後に飲酒運転根絶に向け、県警察としての決意をお尋ねいたします。

多田交通部長

飲酒運転は、死亡事故等の大きな事故に直結する悪質で危険な違反でございます。取締りを強化することによりまして運転者の遵法意識を高めるとともに、社会全体で飲酒運転をしない、させない、許さないという環境づくりに努めていく必要があるものと認識しております。

県警察では、こうした悪質危険な飲酒運転撲滅を重点課題として位置付けておりまして、取締り、交通安全教育、広報啓発活動など、これまで様々な取組を強力に進めてまいりました。

また、本日から始まりました秋の全国交通安全運動におきましても、飲酒運転等の悪質、危険運転の根絶というのを運動重点の一つに掲げておりまして、飲酒運転の取締り等を更に強化することとしております。

先ほども交通企画課長が答弁しましたとおり、8月末現在の飲酒運転に起因しました交通事故は減少しておりますけれども、今後もこれまで同様、様々な取組を地道に継続していくとともに、飲酒事故や違反の実態などにあわせまして、弾力的に飲酒運転根絶に向けた効果的な取組を強力に推進してまいります。

喜多委員

多田交通部長から話がありましたように、秋の交通安全運動が9月21日から9月30日となっております。30日は交通事故死ゼロを目指すということです。目標となる全国重点

が飲酒運転等の悪質、危険運転の根絶になっております。子供さんを守り、歩行者を守り、自転車のルール徹底と大きく4本柱になっているようでございます。是非とも、この10日間は事故ゼロということで頑張っていたきたいと強く要望しておきたいと思っております。

最後に1点だけです。

令和4年1月から、県警で自動車を保有する際に必要な警察署で行う自動車の保管申請や運輸支局で行う検査、登録申請などをオンラインで一括して行えるワンストップサービス、OSSの運用が開始されると聞きます。

この概要についてお尋ねいたします。

笠井交通部参事官兼交通企画課長

OSSについてです。

県警察が導入するOSSとは、自動車を購入する場合において、自動車の保管場所証明いわゆる車庫証明や検査・登録いわゆる車検証の申請など、複数の手続きをインターネットで一括して行えるようになるものであります。

現在、購入者本人のほか、その依頼を受けた自動車販売業者や行政書士などが、車庫証明は警察署に、検査登録は運輸支局に、自動車税の納税は県財務事務所にそれぞれ赴いて申請等の手続きを行い、あわせて、手数料や税金をそれぞれの機関で納付しているところであります。

このサービスの導入により、申請者は24時間365日いつでもインターネット回線で専用サイトにアクセスし手続きを行うとともに、手数料支払や納税をインターネットバンクで行うことが可能となります。ただし、いわゆる車庫証明の標章や車検証の受取はこれまでと同様、警察署又は運輸支局に赴く必要が残りますが、それでも申請者の利便性は高まると認識しております。

当県では、来年1月にサービスの運用開始を予定しており、広く県民に対し、サービスの概要や利用要領等について周知を図ることとしております。

喜多委員

来年1月からこのOSSを開始するということです。是非ともPRに努めていただいて便利にしていきたいと思っております。

最後になりますけれども、飲酒運転の根絶をはじめ、引き続き、各種交通安全対策にしっかりと取り組んでもらいたいということを強く要望しておきたいと思っております。

また、議会も9月からタブレットの運用を始めましたけれども、行政機関においても、どんどん電子化が進められております。

今後、県警察におきましてもサービスの電子化が進んでいくものと思われそうですが、若者から高齢者まで、全ての県民が本当に利用しやすいようにいろいろと工夫を凝らしてもらえたらということを要望して質問を終わります。

東条委員

交通安全の関係で、先ほど道路の整備や管理、飲酒運転を根絶していくというような話

をお聞きしました。東京池袋の交通事故で90歳の方が運転して、アクセルとブレーキを間違えて暴走し、31歳の母親と3歳の子供が死亡し、9人が重軽傷を負ったという2019年4月の事故のことがすごく心に残っています。先般、東京地裁で禁固5年の実刑判決が言い渡されるという記事を見ました。死亡ということは、被害者も加害者もどちらも本当に悲惨なことだと思っています。

また、私の知人で、人生の先輩でもある91歳の方なんですけれども、この方がまだ車に乗られているのです。将来の自分のことも含めていろいろと考えさせられるところがありました。現在、ペーパードライバーも含め、徳島県内で90歳以上で免許証を持たれている方は何人くらいいらっしゃるのか、教えていただけたらと思います。

井下委員長

小休します。（11時13分）

井下委員長

再開します。（11時13分）

笠井交通部参事官兼交通企画課長

90歳以上という統計がございませんが、75歳以上という統計がございます。

75歳以上が、男女を含めまして4万9,484人です。免許人口の構成率で言いますと、9.7パーセントになります。

東条委員

80歳以上、90歳以上というのが分かればまた教えていただければと思います。

徳島県は生活の一部としてほとんどの方が車を利用されているという現状なんです。徳島県の免許証の返納年齢というのも何歳くらいが多いのかというのを知りたいのですけれども、そういうようなことは調べていらっしゃいますでしょうか。

笠井交通部参事官兼交通企画課長

免許の返納の件です。

本年1月から8月までで1,732人が返納しております。うち65歳以上の高齢者は1,666人、96.2パーセントの方が65歳以上です。年齢別に申し上げますと、65歳から69歳が116人、70歳から74歳が408人、75歳から79歳が285人、80歳以上が857人となっております。

東条委員

統計で見たら80歳くらいが857人ということで、ちょっと多いかなと思います。前段から言うと、75歳がキーワードになっているようなのですけれども、県警の方でも75歳を対象に何か対策をされているのでしょうか。

笠井交通部参事官兼交通企画課長

高齢者ドライバーによる重大な事故が多発しており、安全対策は大きな課題となっております。

令和4年6月までに75歳以上で一定の交通違反があるドライバーには、運転免許更新時に実車試験が義務付けられるほか、安全運転サポート車に限定した運転免許が導入されるなど新たな制度が実施されるところであります。

本交通安全運動期間中も、教習所におきまして高齢者の事故防止の対策を実施するようになっております。

東条委員

昨年4月に徳島県交通安全の推進に関する条例というのが作られて、県警だけでは取り組めないという状況で、あらゆる機関にわたってこれから議論されていくことだと思いますが、県警としては相談窓口、相談窓口といっても交通安全に関わる全体のことになるのかと思うんですけれども、何かそういった対策というのは独自で考えられているようなことはありますか。

平岡警務部参事官兼総務課長

県警察におきましては、高齢者の方を中心としまして、今、委員がおっしゃいました交通事故又は特殊詐欺等の犯罪防止を観点に、高齢者の心に届く情報発信プロジェクトチームを作り、山間部や街中等の各戸を訪問いたしまして情報発信活動に努めているところでございます。

東条委員

犯罪だったり刑罰だったり、多岐にわたるいろいろな問題を抱える状況になると思います。今後、返納の場合でしたら公共交通とどう連携をとっていくのかや、市町村とも連携が要と思います。県警だけでは解決ができませんので、地方創生といったところで、県警を通していろいろなつながりや連携を作っていただけるよう質問していきたいと思います。

今後、できたら90歳以上がどのくらい返納をされているのかといったものが分かれば教えていただけたらと思います。

原委員

私からは、県警察の新型コロナウイルス感染症対策について質問させていただきます。

依然として、新型コロナウイルスが猛威を振るい、感染拡大に歯止めが掛からない状況ですが、緊急事態宣言やまん延防止等重点措置が延長されるなど、国民の生活に多大な影響を与えています。

こうした先行きが不透明な中、今後もより効果的な対策を打ち出していく必要があると思いますが、全国的に新規陽性者が急増した8月、県警察でも複数人の陽性者が出たと報告がありました。

これまでの県警職員の陽性者数について、県警本部、警察署別の人数を教えてください。

前川企画課長

県警察職員のコロナ感染者数等に関する御質問でございます。

県警察におきましては、これまでに合計12名の職員が新型コロナウイルスに感染したところでございます。その所属別の内訳でございますが、いずれも感染判明時点での所属ということになります。本部所属が1名、警察署に所属する者が11名という状況でございます。

原委員

警察の仕事は不特定多数の方との接触を避けられない、事案の対象者が陽性者であっても接触しなければならない場合もあると思います。

これまでの県警職員のPCR検査人数も教えていただけますか。

前川企画課長

職員のPCR受検者数についての御質問でございます。

委員の御指摘のとおり、警察業務は不特定多数の人との接触や一定の人数による集団活動を伴うものが多いことから、業務上、感染者あるいは感染が疑われる者との接触は避けられないところでございます。

これまで、公務上、陽性者と接触するなどしたことによりまして、PCR検査を受けた職員数は8月末現在で延べ129名でございます。

原委員

続いてワクチン接種についてもお伺いします。

県警察では、職域接種等で、ほとんどの職員がワクチン接種を受けていると思いますが、県警職員のワクチン接種率はどのくらいか、教えていただけますか。

前川企画課長

職員のワクチン接種状況についての御質問でございます。

県警察におきましては、本年6月末から8月中旬までの間に、接種を希望する職員及びその家族等を対象に、新型コロナワクチンの職域接種を実施したところでございます。

このほか、県の大規模接種や各自治体が行う集団接種等で接種を受けた者を含め、8月末現在、全警察職員の9割以上に当たる1,920人が2回のワクチン接種を終了しております。

原委員

業務で陽性者が当事者となる事案を取り扱った場合、濃厚接触者や接触者として一定期間、職員を待機させていると思いますが、職員を待機させることとなった事例にどのようなものがあるのかということと、これまでの職員の待機者数も教えていただけますか。

前川企画課長

職員自身が感染した場合はもとより、事件、事故の捜査、各種窓口対応などの業務を通じまして、感染者や感染が疑われる者と接触したような場合、部内における感染拡大防止と業務継続の観点から、濃厚接触者となった者を含めまして、関係する職員を一定期間、自宅等で待機させているところでございます。

これまでに業務上、感染者等を取り扱った主な事例といたしましては、取調べ中の被疑者が味覚障害等を申告し、検査の結果、被疑者の感染が判明した事例、もめ事案で対応した当事者が対応後に感染者であることが判明した事例、変死事案で検視した御遺体がPCR検査の結果、陽性と判明した事例などがございまして、これまでにこうした事例を96件確認いたしております。また、これまで待機措置をとった職員数は延べ330人となっております。

原委員

幸いにも、これまで警察職員のクラスターの発生はなく、警察署員が待機しなければならなくなったケースでは、県警本部員によるバックアップ体制によって業務継続に支障はなかったと伺っております。

県警察のバックアップ体制の規模や運用状況等の概要についても教えていただけますか。

前川企画課長

クラスターの発生等による職員の集団感染や待機等による警察施設の閉鎖や業務の停止は、県民の日常生活や治安維持に多大な影響を及ぼすものであると認識しております。

県警察におきましては、これまでにクラスターの発生はございませんが、感染者との接触や職員自身の感染によりまして、多数の職員の待機を余儀なくされた事案も発生したところでございます。

そこで県警察では、こうした事態に備えまして、本部各部の警察官と一般職員で構成する172人体制の感染症対策チームを編成しております。これまでに発生した警察署職員の感染事案に際しましては、本部対策チームから応援要員を派遣し、事件、事故の対応はもとより許認可事務を行うなど業務を継続させてきたところでございます。

原委員

これまではバックアップ体制の運用によって業務継続に支障はなかったとのことですが、クラスターが発生した場合や複数の警察署で陽性者が出た場合などは、ちゃんとバックアップができるのか心配です。

また、警察特有の業務として留置施設があると思います。留置施設では、県内外から不特定多数の者が留置されることから、感染拡大を防止するため徹底した感染症対策を講じる必要があると思います。警視庁では、令和2年4月、渋谷警察署の留置施設が閉鎖された事例を受けて、留置される者に対するPCR検査が行われるようになりました。新型コロナウイルス感染症によって県警の業務がストップすることがあってはなりません。業務継続を目的とした警察職員や留置施設に留置される者のPCR検査は大変重要です。

県警察では、業務継続を見据えた職員等のPCR検査を行う仕組みが現時点であるの

か、教えていただけますか。

前川企画課長

業務継続を見据えたPCR検査の仕組みについての御質問でございます。

現在、職員を対象としたPCR検査を行う仕組みはございません。なお、留置施設における感染防止対策の一環といたしまして、緊急事態宣言の対象となっているなど感染拡大地域での行動歴のある逮捕被疑者等を対象といたしまして、公費によるPCR検査を実施しているところでございます。

原委員

知事部局では、各担当部署で必要な対策を積極的に企画し、実現しています。

新型コロナウイルス感染症については、感染状況によって刻々と変貌する社会情勢に的確に対応するため、柔軟かつタイムリーに対策を打ち出していくことが求められます。

先般、他部局からの追加議案ではありますが、飲食店等のPCR検査推進事業や学校における戦略的モニタリング検査推進事業の補正予算案が提出されており、どれも新型コロナウイルス感染症の拡大防止を目的としたPCR検査の事業です。県警察もこれら事業と足並みをそろえて、議案提出すべきところと思いますが、残念ながら議案には上がっていません。

警察の業務をストップさせないために、職員等のPCR検査の仕組みを作ることは必要不可欠で早急にこうした仕組みを構築したほうが良いと提案しますが、どのようなお考えがあるか教えていただけますか。

前川企画課長

職員に対するPCR検査の仕組みを作るべきとの御指摘でありました。

繰り返しの答弁になりますが、職員の集団感染等による警察施設の閉鎖や業務の停止は、県民の日常生活や治安維持に多大な影響を及ぼすものと認識しております。

また、感染者との業務上の接触によりまして、感染の可能性がある職員に対するPCR検査の実施は感染の有無だけでなく、待機を要する職員や応援派遣体制の範囲の早期判断にも資するものでございまして、感染拡大防止及び業務継続の観点から有益であると認識いたしております。

今後、委員の御指摘を踏まえまして職員に対するPCR検査を含め、業務継続のための取組を積極的に推進し、治安維持に万全を期してまいりたいと思います。

原委員

今後冬に向けて、新型コロナウイルス感染症の更なる感染拡大も懸念されております。県警察には、業務継続に必要な取組を早急に推進していただき、治安維持に万全を尽くしていただくよう強く要望して私からの質問を終わります。

井下委員長

ほかに、質疑はございませんか。

（「なし」と言う者あり）

それでは、これをもって質疑を終わります。

これより、採決に入ります。

お諮りいたします。

公安委員会関係の付託議案は、これを原案のとおり可決すべきものと決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

御異議なしと認めます。

よって、公安委員会関係の付託議案は、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

【議案の審査結果】

原案のとおり可決すべきもの（簡易採決）

議案第1号

以上で、公安委員会関係の審査を終わります。

議事の都合により、休憩いたします。（11時31分）